

平成 19 年(ワ)第 5951 号損害賠償等請求事件（第一次事件）

平成 20 年(ワ)第 6297 号損害賠償等請求事件（第二次事件）

民事 44 部 平成 21 年 12 月 14 日 15 時 00 分言渡

103 号法廷

裁判長裁判官 鶴岡稔彦

裁判官 外山勝浩

裁判官 横井靖世

第一次事件原告ら 青木薰 外 110 名

第二次事件原告ら 石川テツ 外 19 名

被告 国

判決要旨

(主文)

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

(事実及び理由)

第 1 請求（省略）

第 2 事案の概要

事案の概要（1～2 頁、判決文中の頁数を示す。以下同じ。）

本件は、昭和 20 年 3 月 9 日から同月 10 日にかけて、東京の深川、本所、浅草を中心とする住宅密集地に対し、米軍機（B29 爆撃機）が行った焼夷弾

の集中投下爆撃（以下「東京大空襲」という。）によって死傷の被害を受けた者ら又はその遺族である原告らが、①東京大空襲は国際法に違反するものであったから、東京大空襲により死傷の被害を受けた者又はその遺族は、アメリカ合衆国に対して損害賠償を請求することができたにもかかわらず、被告が、サン・フランシスコ平和条約締結の際に、上記損害賠償請求権を放棄したことは外交保護義務に違反し、また、②被告が東京大空襲の被害者を何ら救済せず放置したことは、立法上の救済義務、行政上の作為義務、条理上の作為義務にそれぞれ違反するところ、これらの作為又は不作為は、国家賠償法上の違法な公権力の行使に当たると主張して、被告に対し、民法723条及び国家賠償法4条に基づき、別紙の謝罪文を交付し、かつ同謝罪文を官報に掲載することを求めるとともに、損害賠償として、原告らそれぞれに対し1100万円（慰謝料1000万円、弁護士費用100万円）及びこれに対する訴状送達日の翌日である、第一次事件原告らについては平成19年4月4日から、第二次事件原告らについては平成20年3月15日から、各支払済みまで民法所定年5分の割合による金員の支払を求める事案である。

1 争点（2～3頁）

本件の争点は、次のとおりである。

- (1) 被告の外交保護義務違反の有無（争点①）
- (2) 被害者を何ら救済せず放置したことは
 - ア 立法不作為により不法行為を構成するか（争点②－1）
 - イ 行政による救済義務の不履行に当たるか（争点②－2）
 - ウ 条理上の作為義務の不履行に当たるか（争点②－3）
- (3) 損害額及び謝罪広告の要否（争点③）

2 争点に関する当事者の主張

原告らの主張は、52～134頁に記載のとおりであり、

被告の主張は、135～149頁に記載のとおりである。

第3 争点に対する判断

1 争点①について

(1) 第二次世界大戦にハーグ陸戦条約の適用があるか（4～7頁）

原告らは、ハーグ陸戦条約3条は、軍隊構成員が戦争法規に違反する行為を行った場合にその被害者個人が加害国に直接損害賠償を請求する権利を定めたものであるから、その適用又は同趣旨の国際慣習法の適用により、原告らはアメリカ合衆国に対して違法な空爆行為を理由とする損害賠償請求権を有していたと主張する。

ア しかしながら、ハーグ陸戦条約2条において、交戦国が全てハーグ陸戦条約に加入していた場合にのみハーグ陸戦条約が適用される旨が定められているが、第二次世界大戦においては、イタリアを初めとする幾つかの交戦国が加入していなかったのであるから、第二次世界大戦について、ハーグ陸戦条約の適用はないといわざるを得ない（4頁）。

イ また、第二次世界大戦までに、ハーグ陸戦条約の規定中、3条の規定に相当する部分（被害者個人が加害国に損害賠償請求権を有すると理解した場合の、同条に相当する部分）が国際慣習法化していたと認定することは困難である（4～7頁）。

(2) 念のため、ハーグ陸戦条約3条が、個人の損害賠償請求権を認めたものかどうかについて検討してみても、同条の文言その他の事情に照らし、そのような解釈は困難といわざるを得ない（7～8頁）。

(3) 以上の次第で、原告らの外交保護義務違反の主張は、その前提となる原告らの損害賠償請求権の存在を認めることができない以上、失当といわざるを得ない（8頁）。

2 争点②ー1について

(1) 問題の所在（9頁）

(2) 省略（9～10頁）

(3) 憲法前文, 9条, 13条, 14条, 17条, 25条, 29条1項3項, 40条, 98条2項違反の主張について（10～14頁）

原告らは、東京大空襲の被害者に対して救済立法を行わなかったことは、憲法の上記各規定に違反すると主張するが、上記各規定から、具体的な救済義務を導き出すことは困難といわざるを得ず、原告らの主張は失当である。

(4) 憲法14条違反の主張について

ア(ア) 事実認定（14～23頁）

(イ) 検討（23～27頁）

一般戦争被害者が受けた戦争被害といえども、国家の主導の下に行われた戦争による被害であるという点においては、軍人、軍属との間に本質的な違いがないという議論は成り立ち得るものであり、このことに原告らが受けた被害の実情を併せ考えれば、原告らのような一般戦争被害者に対しても、軍人軍属等と同様に、救済や援護を与えることが被告の義務であったとする原告らの主張も、心情的には理解できないわけではない（23～24頁）。

しかしながら、一般戦争被害者にまで視野を広げた場合、原告ら東京大空襲の一般被災者だけではなく、様々な者が、様々な形で被害を受けている。このような様々な被害を想定した上で、自ら、あるいは親族がこのような被害を負った者というように考えていくと、当時の日本国民のほとんどすべてが何らかの形で戦争被害を負っていたとの結論に到達せざるを得ない。そして、そのような被害者の中から、裁判所が基準を定立して、救済の対象となる者とそうではない者を選別することは到底困難であるし、救済をする場合の救済方法も、様々な要素を考慮した上での政治的判断に委ねざるを得ないことは否定できない（24～26頁）。

このように考えていくと、一般戦争被害者を含めた戦争被害者に対する救済という問題は、様々な政治的配慮に基づき、立法を通じて解決すべき

問題であるといわざるを得ないし、このような国会の立法に関しては、極めて広汎な裁量を認めざるを得ないのであって、救済、援助の実施に当たり、明確な差別的意思に基づいて、特定のグループのみを優遇したり、冷遇したりするなど、差別的取扱いが行われていることが明らかといえるような例外的な事情が認められる場合ではない限り、平等原則違反との断定をすることはできないものというべきである（26頁）。

この観点から考えた場合、旧軍人軍属との取扱いの差異や、原爆被害者、沖縄戦被害者等との取扱いの差異が、明白な差別に当たるということはできない（26～27頁）。

イ したがって、憲法14条違反の主張は失当である。

(5) 以上の結論は、かつては一般戦争被害者に対しても援護措置を行う戦時災害保護法という法律が存在したが、それが昭和21年9月9日に廃止されたという経緯を考慮したとしても異なるところはない（27～28頁）。

3 爭点②一2について

(1) 原告らは、行政が行うべきであった救済措置の内容として、①東京大空襲の被害者の実態調査、②死者の遺体の確認と埋葬、③孤児となった者や浮浪者となった者の保護や施設への収容、④被災者に対する救済、援助、⑤被災者に対する補償の5点を上げている（29頁）

(2) 上記の各義務のうち、⑤の義務、及び新たな立法措置を前提とする③、④の義務は、立法義務の存在が前提となるところ、そのような立法義務を肯定することはできないことは既に説示したとおりである（29頁）。

(3) 既存の制度を前提とした③、④の義務違反については、そのような義務違反の存在を肯定するだけの具体的な主張立証はない（30頁）。

(4) ①、②については、それらが社会政策、福祉政策等の観点から行われる一般的な措置という性格のものであることは否定できない上、これらの措置を、個々の国民に対する義務として行うべき旨を定める法律も存在しないのであるか

ら、これらの措置を講じなかつたことが原告らとの関係で違法な行為であったと断定することは困難である（30～32頁）。

4 争点②ー3について

本件において、条理上の作為義務が認められるかについてはそもそも疑問があるし、被告の裁量という問題は、この場合にも立法上の作為義務と同じく問題になるところ、その裁量権を逸脱しているということはできない（32頁）。